

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>乳幼児・小中学生等の医療費無料化</p> <p>対象者： (1) 15歳の年度末まで (2) 18歳の年度末まで</p> <p>内 容： 保険診療による自己負担分を助成する制度です。 対象者(1)の方は、入院と外来を助成。 対象者(2)の方は、入院のみを助成</p> <p>問合せ：《住民課 保険室》 TEL：0279-26-2249</p>
	<p>チャイルドシート購入補助</p> <p>対象者： 購入日に6歳未満のお子さんを養育し、申請日に吉岡町内に住所を有している方。(ただし、購入から1年以内に申請し、町税を滞納していない方に限る。)</p> <p>内 容： 安全基準を満たすチャイルドシートの購入価格(消費税含む)の2分の1(千円未満切捨、上限8,000円)を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《総務課 協働安全室》 TEL：0279-26-2243</p>
	<p>産前・産後サポート事業</p> <p>対象者： 町内に住所のある妊産婦で母子手帳交付時から産後1年まで 家事・育児を手伝う家族がない妊産婦 ※産後4ヶ月～1年の産婦は在宅が条件</p> <p>内 容： 家事援助(通常の食事の準備、後片付け、洗濯、掃除等) 育児援助(授乳、おむつ交換、沐浴介助等) 【利用時間】 午前9時から午後6時まで(1日2時間までの利用) 【利用料金】 3回目までは無料、4回目以降は1回1,700円。 (最大30回まで)(多胎の場合は最大60回まで)</p> <p>問合せ：《健康子育て課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248</p>
	<p>ファミリーサポート事業(吉岡町・渋川市・榛東村との合同実施)</p> <p>対象者： 概ね生後3か月から中学3年生までのお子さんのいる保護者</p> <p>内 容： 家事育児援助(保育園、学校等の開始時間までの預かり、送迎、学校行事の際の預かり等) 【利用時間と料金】 平日 午前7時から午後7時まで 700円/1時間 平日 上記以外の時間 800円/1時間 土日祝日 午前7時から午後7時まで 800円/1時間 土日祝日 上記以外の時間 900円/1時間 【割引チケット】 1か月につき200円のチケットを4枚発行。(800円分) ※1回の利用につき2枚まで使用可能。</p> <p>問合せ：《健康子育て課 子育て支援室》 TEL：0279-26-2248</p>
	<p>学校給食費補助</p> <p>対象者： 町内の小中学校に通う児童・生徒</p> <p>内 容： 1人当たり年10,450円を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 TEL：0279-54-3225</p>
	<p>第3子以降学校給食費無料化(免除)事業</p> <p>対象者： 次の全てに該当する保護者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同世帯で生計を一にしている子を3人以上養育していること。 (15歳に達する日以後の3月31日までの間にある者) ② ①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在籍していること。 ③ 生活保護費または就学援助費を受給していないこと。 ④ ③以外で給食費相当額を受給していないこと。 ⑤ 町税及び学校給食費の滞納が無いこと。 <p>内 容： 対象者からの申請により、対象となる児童及び生徒が、町立学校在学の場合学校給食費を免除する。</p> <p>問合せ：《教育委員会事務局 教育総務室 給食センター》 TEL：0279-54-3225</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>高校生等公共交通通学支援事業</p> <p>対象者：町内在住で、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校等に通学する生徒等の保護者。（ただし、町税を滞納していない方に限る。）</p> <p>内 容：同一名義の定期券購入費が1ヶ月あたり5,000円以上の場合、1ヶ月あたり1000円を、1ヶ月あたり10,000円以上の場合、1ヶ月あたり2,000円を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241</p>
住宅支援	<p>勤労者住宅資金利子補給事業</p> <p>対象者：住宅建設資金の融資を受けて、町内に自己用の専用住宅を新築または購入した勤労者（被雇用者）を対象に利子補給を行います。（町税の滞納がない方等の条件や申請期間等の制約があります。）</p> <p>内 容：対象金額は専用住宅建築又は購入に係る融資額のうち1,000万円までとし、1.0%までの利子補給額を限度に1年間受けられます。</p> <p>問合せ：《産業観光課 産業振興室》 TEL：0279-26-2280</p>
その他	<p>タクシー運賃等助成事業</p> <p>対象者：吉岡町に住民登録があり、申請日において①～③のいずれかに該当する方 ①年齢満70歳以上の方 ②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方（自主返納及び失効している方も含む） ③身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳Aのいずれかを所持している方</p> <p>内 容：発着地のいずれかが吉岡町である場合のタクシー乗車時に利用できる1枚500円相当の利用助成券を、申請者1人につき年間最大72枚（申請日に応じた枚数）一括交付する制度です。1回の乗車につき2枚まで使用可能です。相乗り時は、1人1枚まで使用可能。</p> <p>問合せ：《企画財政課 企画室》 TEL：0279-26-2241</p>